

# 広報かるまい お知らせ版 432号 ①

毎月第2・第4水曜日発行  
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集  
電話 46-2111 / FAX 46-2335

## 軽米児童クラブ 入所児童を募集

放課後、安全な生活や遊びの場として設置している「軽米児童クラブ」について、令和5年度の入所児童を次のとおり募集しますので、希望される方はお申し込みください。

■場 所 町農村勤労福祉センター（町民体育館となり）

■時 間 平日 放課後～18:30

学校休業日 7:30～18:30

■保育料 1人月額5,000円（軽減制度あり）

※その他おやつ代月額500円、スポーツ安全保険800円（入所時のみ）を負担いただきます。

■休 所 日 日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日

■対象児童 町内の小学校児童で、日中に保護者の方が不在になる児童

■申込方法 下記申込み先にお申し込みください。

（印鑑をご持参ください）

■申込締切 3月7日（火）

※小軽米、晴山小学校では、平日各小学校から児童クラブまでタクシー送迎を行います。学校休業日や帰りの送迎は保護者の皆様をお願いします。

【申込み先・問い合わせ先】

健康福祉課・福祉担当（☎46-4736）

軽米児童クラブ（☎46-3334）

## 全国瞬時警報システム (Jアラート)訓練放送の実施

2月15日(水)11時頃、全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉伝達訓練に伴い、町の防災行政無線でもJアラートのテスト放送を行います。

テスト放送の際には、テスト放送であることをお知らせしますが、実際の緊急放送とお間違えの無いようお願いいたします。

※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

【問い合わせ先】

総務課・総務担当（☎46-4738）

## 観光と物産キャンペーン 開催日変更のお知らせ

下記のとおり変更となります。

■開催日 2月25日（土）26日（日）

→3月4日（土）5日（日）

■時間 10:00～17:00

■会場 八戸ショッピングセンター(ラピア)内

1階フェスタプラザ

4年ぶりの開催となります。ぜひご来場ください。

【問い合わせ先】

産業振興課・商工観光担当（☎46-4746）

## マイナンバーカード 受取・交付申請臨時窓口開設

平日の開庁時間にお仕事などで来庁できず、マイナンバーカードを受け取れていない方は、次の時間外開庁日と臨時窓口をぜひご利用ください。カードの交付申請も受け付けます。

申請書をなくした方には申請書を再発行します。

申請用の写真撮影も行っていますので、ご利用ください。

■日時 毎週水曜日 17:30～19:00

（2月15日、22日  
3月1日、8日、15日、22日、29日）

臨時窓口 9:00～16:00

2月26日(日)、3月26日(日)

■場所 役場1階町民生活課

マイナポイントを受け取るために必要なマイナンバーカードの申請期限は、2月末までです。

## マイナンバーカードを 郵送で受け取れます

窓口で申請する方は、カードを郵送で受け取ることができます。長い待ち時間を避けるために、ぜひご利用ください。

■持ち物 交付申請書、通知カード、本人確認書類

（顔写真付は1点、顔写真付きでないものは2点）

お持ちの方は住民基本台帳カード

※2つの暗証番号を考えておくとう手続きがスムーズに行えます

①数字4桁

②アルファベット大文字と数字の混合6～16桁

窓口が大変混雑しています。

時間に余裕をもってお越しください。

【問い合わせ先】

町民生活課・総合窓口担当（☎46-4735）

## 軽米町福祉灯油費等 給付事業の申請受付

町では、原油価格高騰による冬期間の生活支援を目的とし、軽米町福祉灯油費等給付事業(1世帯あたり8,000円を給付)を実施しています。

### ■対象世帯

令和4年12月1日現在で、町内に住所があり、世帯全員が町民税非課税かつ次の①～④のいずれかに該当する世帯が対象となります。

#### ①高齢者世帯(65歳以上のみで構成)

昭和33年4月1日以前に生まれた方だけで構成されている世帯

#### ②障がい者等世帯(次のいずれかに該当する世帯)

- 身体障害者手帳1級または2級の方が世帯構成員で同居している世帯
- 療育手帳A判定または精神障害者保健福祉手帳1級の方が世帯構成員で同居している世帯
- 特別児童扶養手当1級を受給している世帯
- 障害基礎年金1級を受給している方が世帯構成員で同居している世帯
- 介護保険法に基づく要介護4または5の認定を受けている方が世帯構成員で同居している世帯

#### ③ひとり親世帯

母子世帯、父子世帯又は養育者世帯で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方を扶養している世帯

#### ④生活保護を受けている世帯

※医療機関等への長期入院、福祉施設等へ入所(短期入所を除く)されている方だけで構成されている世帯は対象外となります。

■申請期限 2月28日(火) ※土・日曜、祝日を除く

■申請受付窓口 役場健康福祉課窓口(郵送可)

※申請書は全戸配布していますが、申請受付窓口でも配布しております。

【問い合わせ先】健康福祉課・福祉担当(☎46-4736)

## 行政の困りごとはありませんか

役所や独立行政法人などの仕事に関して、困っていることや要望を行政相談委員が電話で相談に応じます。

相談は無料で、秘密は厳守されます。

■日 時 2月17日(金) 10:00~12:00

■行政相談委員 江刺家 高さん

■電話番号 軽米町役場(☎46-4738)

## 「姉妹町小学生絵画作品展」 を開催します

町では、姉妹町の北海道音更町と毎年小学5年生が相互訪問交流をしています。

今年は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりましたが、今回は絵画作品展で両町の交流を深めることとしました。ぜひ、子供たちの力作をご覧ください。

○姉妹町小学生絵画作品展

■期間 2月21日(火)~2月26日(日)

■会場 軽米町立図書館 2階

■内容 小学5年生の絵画作品の展示

※新型コロナウイルス感染防止のため、鑑賞の際はマスクの着用をお願いします。

【問い合わせ先】

教育委員会事務局・生涯学習担当(☎46-4744)